



歴史的風致形成建造物の指定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第12条に基づき、下記の建造物について歴史的風致形成建造物として指定し、直接訪問し、指定標識を関係者に授与します。

- 訪 問 日 令和4年2月8日（火）・9日（水）
- 時間と場所 令和4年2月8日（火）15：00～ 旧堀祐織物工場（桐生市巴町1-1126）
令和4年2月9日（水）15：30～ 旧堀家住宅（桐生市巴町1-1117-1）
※金善ビルについては、所有者と相談の上、指定式を実施しないことになりました。
- 指定する建造物 指定番号 9 旧堀祐織物工場
指定番号 10 旧堀家住宅
指定番号 11 金善ビル
- 

旧堀祐織物工場



旧堀家住宅



金善ビル
- 授与する標識について 歴史的風致である桐生織の絵画織技術で織られた標識を、桐生の梅田産の檜や杉を使用し、桐の葉模様の組子がデザインされた額に入れ込んだメイドイン桐生のオリジナル標識です。
- その他 指定建造物等の画像データが必要な場合は、ご連絡ください。
- 添付資料 参考資料「歴史的風致形成建造物について」



【問い合わせ】

都市整備部都市計画課歴まち・街路係
担当 上波・松本
TEL 0277-46-1111（内線745）